

## 地域を担う人材の育成及び定着推進に関する協定書

令和6年5月27日

鳥取県と鳥取県内の大学及び国立高等専門学校（以下「県内大学等」という。）は、県内大学等の特色ある教育を目指して学生が集まり、地域を担う人材として育成し定着するよう連携・協力して取り組むため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （本協定の目的）

第1条 本協定は、鳥取県と県内大学等が連携して、地域を支え、地域で活躍する人材の育成及び定着を推進することを目的とする。

### （連携協力の内容）

第2条 鳥取県と県内大学等は、前条の目的を達成するため、別記のとおり数値目標を定め、次の各号に掲げる事項について、連携・協力して取り組む。

- (1) 地域を担う人材の育成の推進に関すること
- (2) 県内大学等における県内就職促進・定着に関すること
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

### （推進体制）

第3条 鳥取県と県内大学等は、前条の連携協力内容を連携・協力して推進するため、幹事会を組織する。

- 2 前項の幹事会の事務局は、鳥取県に置くものとする。
- 3 幹事会に関する必要な事項は、別に定める。
- 4 前条第2号の連携協力内容は関係組織と連携して取り組むものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年度末までとする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに鳥取県と県内大学等のいずれかから協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 本協定の解釈に疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、鳥取県と県内大学等が協議して定めるところによる。

本協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、各自その1通を保有する。

鳥取市湖山町南四丁目101番地

国立大学法人鳥取大学

学長

中島廣光

鳥取市若葉台北一丁目1番1号

公立大学法人公立鳥取環境大学

理事長兼学長

小林朋道

倉吉市福庭854番地

学校法人藤田学院鳥取看護大学

学長

荒井俊

倉吉市福庭854番地

学校法人藤田学院鳥取短期大学

学長

松本典子

米子市彦名町4448番地

独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校

校長

山口利幸

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

平井伸治

別記（第2条関係）

令和8年度末における県内大学等の県内就職率の数値目標

県内大学等	実績	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取大学	23.1%	23.2%	23.3%	24%
公立鳥取環境大学	19.1%	25%	26%	27%
鳥取看護大学	70.5%	71%	72%	75%
鳥取短期大学	82.6%	83%	83%	83%
米子工業高等専門学校	14.6%	18%	19%	20%